

**内共第3号 第五種共同漁業権遊漁規則**

**三 須 漁 業 協 同 組 合**

## 三須漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、三須漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者とする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、かに、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項に規定する遊漁料を同条第2項の規定する方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具・漁法により、ウ欄の期間内で行わなければならない。

ア 漁業の名称	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
あ ゆ 漁 業	手釣、竿釣	組合告示の日から 12月31日まで
う な ぎ 漁 業	手釣、竿釣、延縄、籠	1月1日から 12月31日まで
か に 漁 業	籠	1月1日から 12月31日まで
ま す 漁 業	手釣、竿釣	3月1日から 8月31日まで

- 2 前項の公表は組合に掲示して公表するものとする。

(全長等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 小
う な ぎ	全長20cm以下
ます類 (にじますを除く。)	全長15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとに、イ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄及びエ欄に掲げる区分により、オ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊漁者肢体不自由者の時は、オ欄に掲げる1/2に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付する時は、1,000円を加算した額とする。

ア魚種	イ漁具・漁法	ウ遊漁者の区分	エ期 間	オ遊漁料	備 考
あ ゆ	手釣・竿釣	大 人	1日	2,000円	小学生以下は無料
			1年	6,000円	
		家 族	1年	5,000円	
			中学生	1日	
		1年		3,000円	
う なぎ	手釣・竿釣・延縄・籠	大 人	1日	無 料	
			1年	無 料	
		中学生	1日	無 料	
			1年	無 料	
か に	籠	全遊漁者	1日	無 料	
			1年	無 料	
ま す	手釣・竿釣	大 人	1日	無 料	
			1年	無 料	
		中学生	1日	無 料	
			1年	無 料	

2 遊漁料は、次に掲げる場所において、納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 三須漁業協同組合事務所（周南市大字須々万本郷1153番地の3）

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚 種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他参考となるべき事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。